

アンケート調査のおねがい

(子どもの権利について)



石川県では、子どもたちが元気に、しあわせにらせる社会をつくるために、「子どもの権利」(権利=〇〇してもいいこと)を大切に、みんなで守っていくためのルール(条例)をつくることを考えていて、そのルールにみなさんの考えをいかすため、アンケートを行っています。

みなさんが答えた内容を、先生や学校が見ることはありません。このアンケートは名前を書かずにいき、全員の回答をすべて足しあわせます。あなたがどのようなことを答えたか、絶対にわからないようになっていきますので、安心して答えてください。

みなさんの回答一つ一つが大切なものです。ぜひアンケートにご協力をおねがいします。

また、子どもと大人がいっしょに「子どもの権利」や「条例」について考える会を11月2日(日)にひらきます。この会では、子どもが自分の意見を発表する時間もあります。そこで、みんなの前で話してくれる人を募集しています。「話してみたい!」「気になる!」と思った人は、チラシを見て、ぜひ申しこんでください。

2025年9月

石川県

アンケートご回答にあたってのお願い

アンケートは、11月30日(日)までに回答してください。

- アンケートはスマートフォン、タブレット、パソコンのいずれかでご回答ください。
右下のQRコードを読み取るか、回答用URLを入力し、回答ページへ入ってください。
- アンケートにかかる時間は3分ほどです。名前は書きません。
- アンケートは、ことばを選ぶ場合と、ことばを入力する場合があります。
質問をよく読んで答えてください。

アンケート回答用URL

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/kenri_jyorei/questionnaire.html



[このアンケートに関するお問い合わせ先]

石川県健康福祉部少子化対策監室 担当：子ども・子育て企画グループ
TEL:076-225-1447 平日(月~金)9:00~17:00

＼あなたの声を聴かせてください／

子どもの権利に関する

意見交換会

参加者募集



石川県では、子どもの権利が守られる社会の実現に向け、「いしかわ子どもの権利基本条例」制定の検討を進めています。

このたび、県と県子ども政策審議会は、広く県民の皆様からご意見を伺う意見交換会（公聴会）を開催いたします。

日 時	令和7年11月2日(日) 13時～15時	
テーマ	いしかわ子どもの権利基本条例(案)について	
場所	石川県庁行政庁舎1階101会議室（金沢市鞍月1-1）	条例案について
募集人数	石川県民の方10名 児童・生徒・学生 5名／その他 5名程度 ※応募多数の場合は抽選となります。	
申込方法	次のいずれかの方法により、お申し込みください [WEB] 石川県電子申請システムの応募専用フォームに入力▼ [FAX] チラシ裏面に記入して送付 石川県少子化対策監室（FAX：076-225-1423）	
締め切り	令和7年10月13日(月) 16時 参加連絡は10月21日(火)までにメールでお知らせします	
備考	<ul style="list-style-type: none">・ 審議会委員・県職員が参加しての意見交換を予定しています。意見交換の結果は、条例制定にあたって参考とさせていただきます。・ 会場内では、取材メディアによる撮影が行われる可能性があります。・ 当日の様子は、後日県のホームページに公開予定です。また、県公式SNSなど、広報媒体での発信や、テレビ・新聞・WEBなどに掲載される場合があります。	

内容についてのお問合せ先

石川県少子化対策監室

TEL：076-225-1447 / E-mail：e150300@pref.ishikawa.lg.jp



ふりがな
氏名

住所 〒

電話
(日中連絡がつく番号)

メールアドレス

年齢 _____ 歳

職業

応募動機

子どもの権利に関する意見交換会にお申込みいただきありがとうございます。
参加連絡は、10月21日（火）までにメールでお知らせします。

[FAX送信先] 石川県少子化対策監室 FAX：076-225-1423

“子どもの権利”って知ってる？

子どもの権利とは・・・子どもが健やかに幸福な生活を送るために必要なもの。
すべての子どもが、生まれながらに持っています。

1 差別のないこと



すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されません。

2 子どもにとって最もよいこと



子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 命を守られ成長できること



すべての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 意見を表明し参加できること



子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達にに応じて十分に考慮します。

※「児童の権利に関する条約」等を参考

みんなで考えよう

権利を
“大切にす”
ということ

自分の権利を知り、守られることはとても大切です。それと同時に、他の人の権利も同じように大切にすることが求められます。自分の思いを伝えること、他の人の思いに耳を傾けることの両方を大切にすることが、すべての人が安心して暮らせる社会を築くために必要であり、その実現に向けて、周囲の大人や社会全体が、子どもの成長を支えていくことが重要です。

石川県では、子どもの権利を守るための条例づくりに取り組んでいます

石川県の条例について

子どもたちが安心して生活し、自分らしく成長できるようにするためには、社会全体で子どもの権利を守ることが必要です。

石川県では、子どもたちの権利を守るための条例づくりを進めています。県民の皆さんが子どもの権利について理解を深め、子どもにとってよりよい環境づくりに関心を持っていただけるよう、皆さんとともに取り組んでいきます。

アンケート実施中！

詳しくはこちら▶



みんなはどう思う？ 子ども・若者意見箱

石川県では、子どもの意見を社会づくりに活かすため、子ども・若者のみなさんの声を集めています。石川県をよくするアイデア、もっとこうなるといいなと思うことなどを聴かせてください。



問い合わせ先



石川県少子化対策監室

TEL 076-225-1447

E-mail e150300@pref.ishikawa.lg.jp